

政策会議付議事案書 (令和5年10月16日)

提案課名 地域共生推進課

報告者名 和田 安弘

<p>事案名</p>	<p>成年後見制度の利用に係る後見人報酬等助成事業の拡充について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>成年後見制度の利用に当たっては、成年後見人等への報酬等の支払いが必要となりますが、低所得であるために、後見人等に報酬を支払えないことで、制度の利用につながらない、また、後見人受任団体が無報酬にもかかわらず受任しているなどの事案があります。</p> <p>現在、本市では、市長申立ての場合で、報酬等を負担することが困難である者に対して助成していますが、その助成対象を市長申立て以外の者にも拡充することにより制度の利用促進を図り、認知症、知的障害又は精神障害により物事を判断することが十分にできない者が、生涯にわたり地域の中で安心して生活できるよう支援するものです。</p> <p>なお、国の第二期成年後見制度利用促進計画でも、市町村により対応が異なる報酬等助成事業について、全市町村で実施・拡充することが位置付けられています。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年10月 県内各市状況調査の実施</li> <li>・令和5年 2月 成年後見ネットワーク連絡会で意見聴取</li> <li>・ " 5月 成年後見市長申立て担当者との連絡会で協議</li> <li>・ " 6～7月 関係各課（生活援護課、高齢介護課、障害福祉課）と協議</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>助成事業の対象を市長申立て以外にも拡充するとともに、対象者の住所要件及び経済的要件を定めること。</p> <p>1 助成対象者</p> <p>(1) 住所要件（次のいずれかに該当する者）</p> <p>ア 市内に住所を有する者。ただし、保険者等<sup>(※)</sup>が本市以外の市区町村になっている者を除く。</p> <p>イ 保険者等のいずれかが本市になっている者</p> <p>(※) 保険者等とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の保険者</li> <li>・国民健康保険の保険者</li> <li>・生活保護法の規定による保護の実施機関</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による給付の決定機関</li> </ul>	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>(2) 経済的要件（次のいずれかに該当する者）</p> <p>ア 生活保護受給者、かつ、報酬付与審判で報告した預貯金から報酬額を控除した額が30万円以下であること。</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者</p> <p>ウ 次のいずれにも該当する者</p> <p>(ア) 住民税非課税世帯</p> <p>(イ) 預貯金等から報酬額を控除した額が50万円以下であること。</p> <p>(ウ) 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>2 助成開始日 令和6年4月1日</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月 要綱改正 関係団体へ通知、ホームページ、広報はだの等で市民へ周知</li> <li>・ 〃 4月 施行</li> </ul>

## 成年後見制度の概要について

### 1 成年後見制度とは

認知症その他の精神上的の障害により、判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が、本人の財産（不動産や預貯金など）の管理や身上保護（福祉サービスや施設入退所の契約手続き）などを行うことで、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

この制度を利用するには、後見開始の審判を家庭裁判所に申立てることが必要です。

なお、「市長」が申立てを行うことを「市長申立て」といい、対象者に2親等以内の親族がいない場合で、3親等又は4親等の親族に後見開始の審判を申し立てる人がいないときなどに行われます。

### 2 後見人等報酬等助成事業の目的と拡充の必要性

成年後見制度の利用に当たっては、成年後見人等への報酬等の支払いが必要となりますが、低所得であるために、後見人等に報酬を支払えないことで、制度の利用につながらない、また、後見人受任団体が無報酬にもかかわらず受任しているなどの事案があります。

現在、本市では、市長申立ての場合に限り、報酬等を負担することが困難である人に対して助成していますが、その助成対象を、市長申立て以外の人にも拡充することにより、制度の利用促進を図り、認知症、知的障害又は精神障害により物事を判断することが十分にできない人が、生涯にわたり地域の中で安心して生活できるよう支援します。

### 3 本市の成年後見制度利用の状況

制度利用者数 (R4.12末現在)	市長申立て件数 (R5.3末現在)	助成実績 (R4年度)			
		申立て費用		報酬	
		人数	金額	人数	金額
433人	92件	18人	174千円	14人	2,980千円

※ 1人当たりの報酬助成額の上限

在 宅：28,000円/月（336,000円/年）

施設入所：18,000円/月（216,000円/年）

#### 4 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（参考）

国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：令和4年度から8年度までの5年間）で、制度の利用促進に向け、総合的かつ計画的に講ずべき施策として「成年後見制度利用支援事業の推進等」を優先的に取り組む事項として掲げ、令和6年度までに全市町村での実施を目標としています。

（以下、計画から抜粋）

##### イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

- ・ 低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。